

# 環境委員会資料

## 1 令和4年第4回定例会提出予定議案の説明

### (6) 議案第119号

川崎市港湾振興会館条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 川崎市港湾振興会館条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 川崎市港湾振興会館条例の一部を改正する条例 新旧対照表

港 湾 局

(令和4年8月31日)

## 川崎市港湾振興会館条例の一部を改正する条例の制定について

## 1 改正理由

使用料及び手数料については、行財政改革プログラムにおいて、「使用料・手数料の設定基準」（平成26年7月策定、令和元年11月改定）及び「一般会計における使用料・手数料に係る消費税率引上げへの対応」（令和元年11月策定）に基づき、市民サービスの受益と負担の適正化を図るとともに、消費税の負担の適切な転嫁も勘案して、全庁的な見直しを行うこととしている。

平成29年4月の全庁的な見直し以降、サービス提供に要するコストや利用状況等に変化が生じていること、また、令和元年10月の消費税率引上げに合わせた消費税相当分の料金引上げをこれまで行っていないことを踏まえ、使用料及び手数料の全庁的な見直しを行う。

港湾事務室利用料、会議室及び研修室利用料、体育室利用料、テニスコート及び照明施設利用料、ビーチバレー場及び照明施設利用料並びに設備利用料に係る利用料金について、令和元年10月の消費税率引上げによる消費税相当分の改定を行う。

## 2 改正内容

## (1) 港湾事務室利用料の改定

1月1平方メートルまでごとに 3,000円 → 3,050円

## (2) 会議室及び研修室利用料の改定（利用種別及び利用時間区分に応じて）

## ア 会議室

800円～ 70,000円 → 810円～ 71,290円

## イ 研修室

1,500円～ 13,000円 → 1,520円～ 13,200円

## (3) 体育室利用料（専用利用）の改定（利用時間区分及び利用目的に応じて）

3,000円～150,000円 → 3,050円～152,760円

## (4) テニスコート及び照明施設利用料の改定

ア テニスコート 1面1回（1時間以内） 600円 → 610円

イ テニスコート照明施設 1面1回（1時間以内） 800円 → 810円

(5) ビーチバレー場及び照明施設利用料の改定

ア	ビーチバレー場	1面1回(1時間以内)	600円	→	610円
イ	ビーチバレー場照明施設	1面1回(1時間以内)	800円	→	810円

(6) 設備利用料の改定

2,000円 → 2,030円

3 施行期日

令和5年4月1日から施行

## 川崎市港湾振興会館条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後					改正前								
○川崎市港湾振興会館条例 平成3年12月25日条例第34号 (略)					○川崎市港湾振興会館条例 平成3年12月25日条例第34号 (略)								
別表第1 (第8条、第9条、第12条、第13条関係) 港湾事務室利用料					別表第1 (第8条、第9条、第12条、第13条関係) 港湾事務室利用料								
単位		金額			単位		金額						
1月1平方メートルまでごとに		<u>3,050円</u>			1月1平方メートルまでごとに		<u>3,000円</u>						
別表第2 (第8条、第9条、第12条—第14条関係) 1 会議室及び研修室利用料					別表第2 (第8条、第9条、第12条—第14条関係) 1 会議室及び研修室利用料								
種別		金額				種別		金額					
		午前 9時～12時	午後 1時～5時	夜間 6時～9時	全日 9時～9時			午前 9時～12時	午後 1時～5時	夜間 6時～9時	全日 9時～9時		
会議室	第1会議室	<u>17,110円</u>	<u>27,090円</u>	<u>27,090円</u>	<u>71,290円</u>	会議室	第1会議室	<u>16,800円</u>	<u>26,600円</u>	<u>26,600円</u>	<u>70,000円</u>		
	第2会議室	<u>810円</u>	<u>1,220円</u>	<u>1,220円</u>	<u>3,250円</u>		第2会議室	<u>800円</u>	<u>1,200円</u>	<u>1,200円</u>	<u>3,200円</u>		
	第3会議室	<u>810円</u>	<u>1,220円</u>	<u>1,220円</u>	<u>3,250円</u>		第3会議室	<u>800円</u>	<u>1,200円</u>	<u>1,200円</u>	<u>3,200円</u>		
	第4会議室	<u>810円</u>	<u>1,220円</u>	<u>1,220円</u>	<u>3,250円</u>		第4会議室	<u>800円</u>	<u>1,200円</u>	<u>1,200円</u>	<u>3,200円</u>		
	第5会議室	<u>3,460円</u>	<u>5,390円</u>	<u>5,390円</u>	<u>14,240円</u>		第5会議室	<u>3,400円</u>	<u>5,300円</u>	<u>5,300円</u>	<u>14,000円</u>		
	第6会議室	<u>3,460円</u>	<u>5,390円</u>	<u>5,390円</u>	<u>14,240円</u>		第6会議室	<u>3,400円</u>	<u>5,300円</u>	<u>5,300円</u>	<u>14,000円</u>		
	第7会議室	<u>4,680円</u>	<u>7,330円</u>	<u>7,330円</u>	<u>19,340円</u>		第7会議室	<u>4,600円</u>	<u>7,200円</u>	<u>7,200円</u>	<u>19,000円</u>		
	和室	<u>1,220円</u>	<u>1,830円</u>	<u>1,830円</u>	<u>4,880円</u>		和室	<u>1,200円</u>	<u>1,800円</u>	<u>1,800円</u>	<u>4,800円</u>		
研修室	区画しない場合	<u>3,040円</u>	<u>5,080円</u>	<u>5,080円</u>	<u>13,200円</u>	研修室	区画しない場合	<u>3,000円</u>	<u>5,000円</u>	<u>5,000円</u>	<u>13,000円</u>		
	区画する場合	第1研修室	<u>1,520円</u>	<u>2,540円</u>	<u>2,540円</u>		<u>6,600円</u>	区画する場合	第1研修室	<u>1,500円</u>	<u>2,500円</u>	<u>2,500円</u>	<u>6,500円</u>
		第2研修室	<u>1,520円</u>	<u>2,540円</u>	<u>2,540円</u>		<u>6,600円</u>		第2研修室	<u>1,500円</u>	<u>2,500円</u>	<u>2,500円</u>	<u>6,500円</u>

改正後

改正前

備考

備考

- 1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に利用する場合の利用料の額は、規定利用料の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。
- 2 体育室利用料
  - (1) 専用利用

- 1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に利用する場合の利用料の額は、規定利用料の2割増相当額とする。
- 2 体育室利用料
  - (1) 専用利用

区分		金額			
		午前	午後	夜間	全日
		9時～12時	0時30分～4時30分	5時～9時	9時～9時
営利を目的としな	アマチュアスポーツに利用する場合	<u>3,050円</u>	<u>4,580円</u>	<u>7,630円</u>	<u>15,260円</u>
い場合	その対価の支払いを受けない場合	<u>6,110円</u>	<u>9,160円</u>	<u>15,270円</u>	<u>30,540円</u>
	他の利用の場合	<u>12,220円</u>	<u>18,330円</u>	<u>30,550円</u>	<u>61,100円</u>
営利を目的とする場合		<u>30,550円</u>	<u>45,830円</u>	<u>76,380円</u>	<u>152,760円</u>

区分		金額			
		午前	午後	夜間	全日
		9時～12時	0時30分～4時30分	5時～9時	9時～9時
営利を目的としな	アマチュアスポーツに利用する場合	<u>3,000円</u>	<u>4,500円</u>	<u>7,500円</u>	<u>15,000円</u>
い場合	その対価の支払いを受けない場合	<u>6,000円</u>	<u>9,000円</u>	<u>15,000円</u>	<u>30,000円</u>
	他の利用の場合	<u>12,000円</u>	<u>18,000円</u>	<u>30,000円</u>	<u>60,000円</u>
営利を目的とする場合		<u>30,000円</u>	<u>45,000円</u>	<u>75,000円</u>	<u>150,000円</u>

改正後	改正前																																												
<p>備考</p> <p>1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に利用する場合の利用料の額は、規定利用料の2割増相当額 <u>(10円未満の端数は、切り捨てる。)</u> とする。</p> <p>4 テニスコート及び照明施設利用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>テニスコート</td> <td>1面1回(1時間以内)</td> <td style="text-align: right;"><u>610円</u></td> </tr> <tr> <td>テニスコート照明施設</td> <td>1面1回(1時間以内)</td> <td style="text-align: right;"><u>810円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>5 ビーチバレー場及び照明施設利用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ビーチバレー場</td> <td>1面1回(1時間以内)</td> <td style="text-align: right;"><u>610円</u></td> </tr> <tr> <td>ビーチバレー場照明施設</td> <td>1面1回(1時間以内)</td> <td style="text-align: right;"><u>810円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>2 第7条ただし書の規定により同条の表に定める利用時間の変更がされた場合で当該変更に係る時間(午後9時から午前9時までの時間に限る。)に利用するときの利用料の額は、規定利用料(前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額)の2割増相当額 <u>(10円未満の端数は、切り捨てる。)</u> とする。</p> <p>別表第3(第8条、第9条、第12条—第14条関係)</p> <p>設備利用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1本、1台、1式、1キロワットその他1単位 1回</td> <td style="text-align: right;"><u>2,030円</u></td> </tr> </tbody> </table>	種別	単位	金額	テニスコート	1面1回(1時間以内)	<u>610円</u>	テニスコート照明施設	1面1回(1時間以内)	<u>810円</u>	種別	単位	金額	ビーチバレー場	1面1回(1時間以内)	<u>610円</u>	ビーチバレー場照明施設	1面1回(1時間以内)	<u>810円</u>	単位	金額	1本、1台、1式、1キロワットその他1単位 1回	<u>2,030円</u>	<p>備考</p> <p>1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に利用する場合の利用料の額は、規定利用料の2割増相当額とする。</p> <p>4 テニスコート及び照明施設利用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>テニスコート</td> <td>1面1回(1時間以内)</td> <td style="text-align: right;"><u>600円</u></td> </tr> <tr> <td>テニスコート照明施設</td> <td>1面1回(1時間以内)</td> <td style="text-align: right;"><u>800円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>5 ビーチバレー場及び照明施設利用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ビーチバレー場</td> <td>1面1回(1時間以内)</td> <td style="text-align: right;"><u>600円</u></td> </tr> <tr> <td>ビーチバレー場照明施設</td> <td>1面1回(1時間以内)</td> <td style="text-align: right;"><u>800円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>2 第7条ただし書の規定により同条の表に定める利用時間の変更がされた場合で当該変更に係る時間(午後9時から午前9時までの時間に限る。)に利用するときの利用料の額は、規定利用料(前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額)の2割増相当額とする。</p> <p>別表第3(第8条、第9条、第12条—第14条関係)</p> <p>設備利用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1本、1台、1式、1キロワットその他1単位 1回</td> <td style="text-align: right;"><u>2,000円</u></td> </tr> </tbody> </table>	種別	単位	金額	テニスコート	1面1回(1時間以内)	<u>600円</u>	テニスコート照明施設	1面1回(1時間以内)	<u>800円</u>	種別	単位	金額	ビーチバレー場	1面1回(1時間以内)	<u>600円</u>	ビーチバレー場照明施設	1面1回(1時間以内)	<u>800円</u>	単位	金額	1本、1台、1式、1キロワットその他1単位 1回	<u>2,000円</u>
種別	単位	金額																																											
テニスコート	1面1回(1時間以内)	<u>610円</u>																																											
テニスコート照明施設	1面1回(1時間以内)	<u>810円</u>																																											
種別	単位	金額																																											
ビーチバレー場	1面1回(1時間以内)	<u>610円</u>																																											
ビーチバレー場照明施設	1面1回(1時間以内)	<u>810円</u>																																											
単位	金額																																												
1本、1台、1式、1キロワットその他1単位 1回	<u>2,030円</u>																																												
種別	単位	金額																																											
テニスコート	1面1回(1時間以内)	<u>600円</u>																																											
テニスコート照明施設	1面1回(1時間以内)	<u>800円</u>																																											
種別	単位	金額																																											
ビーチバレー場	1面1回(1時間以内)	<u>600円</u>																																											
ビーチバレー場照明施設	1面1回(1時間以内)	<u>800円</u>																																											
単位	金額																																												
1本、1台、1式、1キロワットその他1単位 1回	<u>2,000円</u>																																												